

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第17号

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例の一部を改正する条例

葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例（昭和57年葛飾区条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区自転車駐車場条例

第1条中「及び自転車置場（以下「置場」という。）」を削る。

第2条及び第3条中「及び置場」を削る。

第5条を削る。

第6条中「及び登録制置場」を削り、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第7条の2を第7条とする。

第15条を第17条とする。

第14条中「又は置場」を削り、「駐車場利用者及び置場を利用する者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「駐車場利用者及び置場を利用する者」を「利用者」に改め、「又は置場」を削り、同条を第15条とする。

第12条（見出しを含む。）中「及び置場」を削り、同条第1号及び第2号中「又は置場」を削り、同条を第14条とする。

第11条中「駐車場利用者及び登録制置場利用者」を「利用者」に改め、「又は登録制置場」を削り、同条を第13条とする。

第10条中「駐車場利用者及び置場を利用する者」を「利用者」に、「駐車場及び置場内」を「駐車場内」に改め、同条第1号中「若しくは置場」を削り、同条第9号中「及び置場」を削り、同条を第12条とする。

第9条中「駐車場利用者」を「利用者」に改め、「及び登録制置場の利用の承認を受けた者（以下「登録制置場利用者」という。）」を削り、「駐車場及び登録制置場」を「駐車場」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第7条の4を第9条とし、第7条の3を第8条とする。

付則第2項から第7項までを削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表(1)の部中「(1) 駐車場」を削る。

別表(2)の部を削る。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。